

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>兵庫県移動支援従業者養成研修事業者指定要綱</p> <p>1～12 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 一部改正は、平成19年1月5日から施行する。 一部改正は、平成23年10月1日から施行する。 一部改正は、令和3年1月1日から施行する。</p>	<p>兵庫県移動支援従業者養成研修事業者指定要綱</p> <p>1～12 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 一部改正は、平成19年1月5日から施行する。 一部改正は、平成23年10月1日から施行する。</p>